高石市教育委員会定例会会議録

(令和4年4月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開	会	令和4年4月13日	午後3時00分
閉	会	令和4年4月13日	午後3時20分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教育 長:木 嵜 茂 巳
	委 員:西中隆
	委 員:佐野慶子
	委員:西村陽子
	委員:吉村文一
事務局職員	教育部長:村田佳一
	教育部次長兼
	社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄
	教育部次長兼
	学校教育課長:松田訓一
	教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪
	教育総務課長:綾井康浩
	教育総務課長代理: 前 川 恭 徳
	社会教育課長代理
	兼青少年対策班長
	兼たかいし市民文化会館長 : 道 井 里 沙
	学校教育課参事:山﨑陽子
	教育研究センター所長 : 阪 口 敏 基
	こ ど も 家 庭 課 長 : 吉 村 あかね
	子育て支援課長: 阪上 徹
	教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

・報告第1号 職員の人事異動について

次長兼	報告第1号、職員の人事異動について、説明します。
学校教育課長	本報告は、2月定例会においての議決に基づき教育長をもって臨時
教育総務課長	代理しました職員の人事異動について、高石市教育委員会通則第3条
	第1項の規定に基づき、報告するもので、概略を説明。
木嵜教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

次長兼	報告第2号、高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休	;
学校教育課長	暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明しま	
	す。	

	今回の改正は、2点あり、1点目は1時間単位での振替が可能にな
	ったこと、2点目は、無給での不妊治療休暇から有給での出生サポー
	ト休暇が新設されたもので、令和4年4月1日から適用可能とするた
	め、教育長をして臨時代理したものを報告するものです。
西中委員	この改正は教職員にとっていい改正だと思いますが、働き方改革と
	いうことからが起因して改正となったのですか。大阪府の指示で改正
	となったのですか。
次長兼	高石市の学校の教職員は、府費負担教職員でありますので、まず府
学校教育課長	費教職員全体の改正が行われ、高石市も同様に改正するものです。
	また、働き方改革や福利厚生に配慮されたものであると考えていま
	す。
西中委員	教職員への周知方法は。
次長兼	まずは、書面で通知を行いました。また、先週、行われました校長
学校教育課長	会で具体的な内容を説明し、校長から教職員へ周知しております。
木嵜教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第3号 令和3年度第3回社会教育委員会議の報告について

教育総務課長	報告第3号、令和3年度第3回社会教育委員会議の報告について、
	説明します。
	令和4年3月24日に本会議を開催しました。案件としては、第2
	回社会教育委員会議の報告、意見交換を行うとともに、令和4年度社
	会教育事業について協議しました。
	主な内容については、10ページ記載のとおりです。
木嵜教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第4号 教育委員会の後援等に関する報告について

	·
教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の
	規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、3ペ
	ージ記載の学校教育課1件、社会教育課8件の報告をするものです。
木嵜教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第5号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和4年3月16日から令和4年4月12日までの当委員会関係諸行
	事について説明。
木嵜教育長	報告があったものとして処理します。